



人事・労務に役立つ NEWS LETTER



社会保険労務士法人レガリア

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-16-3

TEL:03-6263-2246 FAX:03-6263-2247

8
2024

要チェック

骨太の方針 2024 を閣議決定 人事労務関連の政策方針をチェック

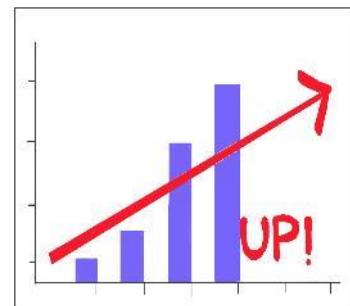
令和6年6月中旬に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024」と、それを加味して改訂された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」が閣議決定されました。

これらは、近い将来の政策の方針やその実行のための計画を示すものですが、人事労務関連に着目すると、賃上げの促進、三位一体の労働市場改革の推進、人手不足への対応などに関する政策が気になるところです。骨太の方針2024から主要な個別事項を紹介します。

-----骨太の方針2024／賃上げの促進、三位一体の労働市場改革の推進、人手不足への対応などの概要-----

<賃上げの促進>

- 最低賃金の全国加重平均1,500円の2030年代半ばまでの達成
- 男女間賃金格差の是正
- 非正規雇用労働者の正社員転換の促進、同一労働同一賃金の更なる徹底
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進、被用者保険の適用拡大等の検討
- 建設業、トラック運送業等の賃上げ など



<三位一体の労働市場改革>

- 全世代のリ・スキリング（教育訓練給付の拡充、団体等検定の活用等）の推進
- ジョブ型人事（職務給）導入のための指針作成 など

<人手不足への対応>

- 人手不足感が高い業種（運輸・宿泊・飲食等）における自動化技術の利用拡大のための自主行動計画の策定、リ・スキリング
- 大企業による中堅・中小企業との協働の奨励、新技術・商品の共同開発、副業・兼業を通じた人材派遣等 など
- 〈補足〉新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版では、次のような更に具体的な事項も示されています。
 - ・副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の見直し
 - ・個々の企業の実態に応じた役職定年・定年制の見直し
 - ・スタートアップ等に関する裁量労働制等の運用明確化 など

★どのような形で具体化されるのか、動向に注目です。

これらの方針など内容をもう少し詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。

施行待ちの改正

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きを見直し(令和7年4月～)

育児休業給付金の支給対象期間は、原則として子が1歳にする日前までですが、保育所等に入れなかった場合には、子が1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）延長されます。この延長の手続きが、雇用保険法施行規則等の改正により、厳格化されることになりました（令和7年4月1日施行）。そのポイントを確認しておきましょう。

-----育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの見直し（厚労省のリーフレットより）-----

改正のポイント

これまで 保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

2025年4月から これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管してください。

(次ページへ続く)

★具体的には、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に、「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」、「市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し」、「市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）」を、添付することとされています。この改正に対応した認定申告書の様式も公開されていますので、必要であれば、お声掛けください。詳しい改正内容などについても、気軽にお尋ねください。

施行待ちの改正

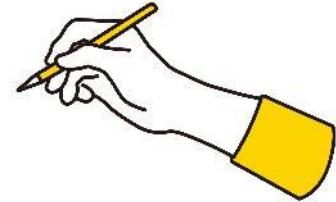
令和7年分の扶養控除等申告書 簡易化が図られます

令和5年度の税制改正で、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、扶養控除等申告書といいます）」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができるようとする改正が行われました（この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます）。この改正規定が、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書から適用されますので、ポイントを確認しておきましょう。

簡易な扶養控除等申告書のポイント（国税庁のFAQから抜粋）

□ 簡易な申告書の記載方法は？

簡易な申告書を提出する人〔従業員〕本人の氏名、住所又は居所及びマイナンバーを記載の上、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない旨を余白に記載するなどして提出してもらうことになります。



〔記載例〕令和7年分の扶養控除等申告書に次のように記載

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書					
あなたの氏名 （フリガナ）	ヤマカワ テロウ	あなたの生年月日 （西暦表示）	男・大・昭 年 月 日	扶 （扶養控除等申告書の提出）	
あなたの個人番号	山川 太郎	世帯主の氏名	扶 （提出していきませんには、○印を付けてください。）		
あなたの住所 又は店舗 （郵便番号）	111-2233445566 （郵便番号 176 - 0006）	あなたの姓柄	扶 （前年から 異動なし）		
東京都練馬区柴町23-7			配偶者 の有無	扶 （配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。）	
個人番号	老人扶養料 (8月31日以前)	令和7年中の 新規の部署調査	非居住者である親族	住所又は居所	扶 （扶養月日及び事由 令和7年中に異動があった場合は記入して下さい。）

※ 赤字で記載している部分が簡易な申告書に記載する必要がある事項です。

□ 従業員から簡易な申告書の提出を受けようとする場合の留意点

給与等の支払者〔会社〕は、簡易な申告書の提出を受けた場合には、前年に提出を受けた扶養控除等申告書に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行うこととなります。そのため、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容を把握できるようにしておくことが必要です。

★扶養控除等申告書については、令和6年の年末調整の際に、他の申告書とあわせて令和7年分のものを提出してもらうのが一般的です。この改正は、その令和7年分の扶養控除等申告書から適用されることになります。手続を簡易化するための改正ですが、初年については、従業員に説明する必要があります。

国税庁のFAQでは、従業員の方に、簡易な申告書の提出について案内する際に使用できる資料も紹介されていますので、お声掛けいただければ、ご紹介させていただきます。

8/13

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆移転のお知らせ◆

弊社は、このたびサービスをより一層強化充実するため、下記のとおり本社事務所を移転すると共にBPOセンターを開設することになりました。これを機に、さらに皆様方のご愛顧を得られますよう専心努力いたす所存でございますので今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●本社事務所移転先

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目12-22 コンワビル5階 （電話番号）03-6263-2246 ※従来通り

●BPOセンター

〒900-0011 沖縄県那覇市上之屋1丁目18-36 映像センタービル3階 （電話番号）080-3218-9935